

令和 8 年 2 月 27 日

一宮市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和8年2月27日

一宮市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第3号

一宮市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市国民健康保険税条例施行規則(昭和60年一宮市規則第17号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(国民健康保険税の減免) 第3条 次の表の左欄に掲げる各号のいずれかに該当し、事情やむを得ないと認める場合は、条例第26条の規定により、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の国民健康保険税を減免する。ただし、同表第5号イの規定は、条例第23条第1項第1号又は第2号の規定により国民健康保険税を減額される者については、適用しないものとする。 【別記 参照】 2・3 略	(国民健康保険税の減免) 第3条 略  【別記 参照】 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

減免の理由	減免額
略	
(4) 賦課期日現在(4月1日)、障害者又は児童扶養手当若しくは一宮市遺児手当の受給者で総所得金額等が1,350,000円以下の場合	左欄に該当する者に係る条例第3条、第6条又は第8条の規定により算出した所得割額の100分の50に相当する額
略	

改正案

減免の理由	減免額
略	
(4) 賦課期日現在(4月1日)、障害者又は児童扶養手当_____の受給者で総所得金額等が1,350,000円以下の場合	左欄に該当する者に係る条例第3条、第6条又は第8条の規定により算出した所得割額の100分の50に相当する額

給者で総所得金額等が1,350,000円以下の100分の50に相当する額 場合
--

略

## 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。